

国民年金保険料の納付は「口座振替」がお得です！

忙しくて金融機関の窓口やコンビニで国民年金保険料を支払う時間がないという人は、便利な「口座振替」をご活用ください。

自動引き落としで手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。「口座振替」のお得なポイントを紹介します。

保険料が割引になるお得な前納制度があります！

保険料を毎月納付(翌月末)する場合と比べ、一定期間分をまとめて支払う前納制度を活用すると割引があり、とてもお得です。前納制度は口座振替・クレジットカード納付・現金納付から選択できますが、「口座振替」が一番お得です。

どのくらいお得なの？

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で16,000円以上の割引になります。割引額が多いのは2年前納>1年前納>6か月前納>当月末振替(早割)の順です。

※口座振替で毎月納付している人が振替方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要です。

《納付方法別割引額》

(令和6年度の保険料の場合)

振替方法	納付期間	割引額		振替日	申込期限
		口座振替	クレジットカード 現金		
2年前納	4月～翌々年3月分	16,590円	15,290円	4月末	随時
1年前納	4月～翌年3月分	4,270円	3,620円	4月末	随時
6か月前納	4月～9月分	1,160円	830円	4月末	随時
	10月～翌年3月分			10月末	随時
当月末振替 (早割)	当月分	60円	なし	当月末日	随時

*振替日が休日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

お申し込みは簡単です！

①「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、提出するだけです。市民保険課国保年金係・年金事務所・金融機関窓口で随時受け付けています。申出書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります。

②マイナポータルを経由して「ねんきんネット」上で手続きできます。書面の提出は不要です。

※申し込みの時期によって初回の振替時期が異なります。詳しくは熊本東年金事務所へお問い合わせください。

令和6年度分の控除証明書が発送されます

令和6年10月1日～12月31日までの間にその年に初めて保険料の納付があった人へ、年金機構から国民年金保険料の控除証明書が発送されます。社会保険料の控除を受ける際に、確定申告などに添付してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」見本

